

名寄日台親善協会会則

(名称)

第1条 この会は、名寄日台親善協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、名寄市及び台湾の交流を促進し、民間レベルでの友好親善及び相互理解を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化、教育、経済等の幅広い分野における交流を推進するための事業
- (2) 台北駐日経済文化代表処をはじめとする関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協会は、会員、事務局等をもって構成する。

(会員)

第5条 協会の会員は、法人会員及び個人会員とする。

(協賛団体)

第6条 協会は、協会で行う各事業の意義に賛同する協賛団体を置くことができる。

(入会)

第7条 協会は、協会の目的に賛同し、入会の意志のあるものを会員とする。

2 入会の意志のあるものは、入会申込書に記入の上、事務局に申し込むものとする。

(退会及び資格喪失)

第8条 会員の退会及び資格喪失については、次のとおりとする。

- (1) 退会届を事務局に提出したとき。
- (2) 入会金を支払った日から1年を経過し、2ヶ月を経過しても入会金が収められていない場合は、退会とする。
- (3) 会員が死亡した場合又は会員である法人・団体が消滅した場合
- (4) 協会の会員としてふさわしくないと理事会で判断した場合は、退会させることができる。
- (5) その他会長の承認を得た場合は、退会させることができる。

(年会費及び不返還)

第9条 会員の年会費は、次のとおりとする。

(1) 法人会員 10,000円。

(2) 個人会員 3,000円

2 前条により退会及び資格を喪失した会員の既納の年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(役員)

第10条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 監事 2名以内

2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問及びアドバイザー)

第12条 協会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。

2 顧問及びアドバイザーは、会長が役員議を経て委嘱する。

3 顧問及びアドバイザーは、協会の運営に関し、指導助言をするほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第13条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会議議長は、総会においては出席した会員の中から選出し、役員会においては会長があたる。

3 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 事業計画の策定及び運営に関する事項

(3) 規約の改廃に関する事項

(4) その他必要と認める事項

4 役員会は、第10条に規定する役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決により委任を受けた事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(議決の表決)

第14条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計年度)

第15条 会計は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(事務局)

第17条 協会の事務局は、名寄商工会議所に置く。

2 事務局長は、名寄商工会議所専務理事が担う。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年7月17日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第10条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 協会の設立当初の顧問及びアドバイザーは、第12条第2項の規定にかかわらず、設立総会で決定することとする。
- 4 協会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、平成27年7月17日から平成28年3月31日までとする。